議案第１２５号

三次市立学校施設利用条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和８年１１月２７日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市立学校施設利用条例の一部を改正する条例（案）

三次市立学校施設利用条例（平成１６年三次市条例第１１９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第８５条」を「第１３７条」に改める。

第５条第２項ただし書を削り、同条の次に次の１条を加える。

（使用料の減免）

第５条の２　教育委員会は、必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

別表中「施設名」を「施設名等」に改め、同表に次のように加える。

附属設備	小中学校屋内運動場の冷暖房機器	１時間当たり　１，１００円
	小中学校屋内運動場以外の施設の冷暖房機器	施設の使用料の５割に相当する額
	調理機器	施設の使用料の３割に相当する額

備考第２項を次のように改める。

２　附属設備の使用料は、施設の使用料に加算する。

備考第３項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。